

コロナ禍後も続くタイ経済・政治の苦境

調査部

副主任研究員 熊谷 章太郎

(kumagai.shotaro@jri.co.jp)

要 旨

1. コロナ禍の発生以降、タイは経済・政治両面で苦境が続いている。国民融和に向けた憲法改正の審議が開始され、新型コロナのワクチン接種も始まるなど、足元で明るい材料が出ているが、以下を踏まえると今後も険しい道のりが続くと思込まれる。
2. まず、政治面についてみると、政府は抜本的な選挙制度改革や王室改革に消極的であり、現在審議が進められている憲法改正案で国民融和が実現する可能性は低い。加えて、経済格差（所得・資産格差、地域間・産業間の生産性格差）や汚職問題といった、2000年代以降続いている政治対立の火種も解消されていない。そのため、憲法改正の行方や政権交代の有無にかかわらず、政治が不安定化するリスクは残存する。
3. 次に、経済面についてみると、政治不安定化に伴う景気下振れリスクに加え、コロナ禍で深刻化した、家計債務問題、デフレ問題、少子化問題などが中長期的に経済成長を下押しし続ける。適切な政策対応を怠れば、コロナ禍後の景気回復ペースは緩慢かつ一時的なものにとどまることになる。
4. こうしたなか、タイ政府は持続的な経済成長に向けて、「タイランド4.0」や「BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済」をキャッチフレーズとする産業高度化政策を推進している。同政策の成否は海外からの投資に依存するが、他のアジア新興国の産業集積やビジネス環境の改善などを背景に、アジア新興国におけるタイの投資先としての優位性は低下しつつある。また、ロボット工学、生物工学、情報工学など、イノベーションの創出を通じた産業高度化に不可欠な分野の人材不足といった問題も解消されていない。知識集約型産業への移行が順調に進まない結果、「中所得国の罠」から抜け出せない可能性がある。
5. 以上を踏まえると、コロナ禍後の在タイ日系企業の事業環境は楽観出来ない。日系企業は、①高齢化の進展や環境志向の高まりなどを見据えたタイ国内でのビジネスモデルの見直し、②タイから他のアジア新興国への事業展開、などを通じて事業基盤を強化する必要がある。また、産業人材の不足問題の解消に向けて、日タイ間の産学官民連携の拡充を図っていくことも不可欠である。コロナ禍で広がるオンライン教育・研修を活用し、産業人材の育成支援規模の拡大を検討する必要があるだろう。

目次

はじめに

1. 出口なき政治対立

- (1) 政治対立の新展開
- (2) 政治リスクが残存する理由
- (3) 政治不安定化の経済的影響

2. コロナ禍後も続く景気下押し圧力

- (1) 深刻化する家計債務問題
- (2) 忍び寄る構造デフレリスク
- (3) 加速する少子化
- (4) 外資依存型の成長戦略の限界

3. 成熟化するタイ経済に日本はどう対応していくべきか

- (1) 在タイ日系企業に求められるビジネスモデルの変化とは
- (2) 産業人材の育成支援の重要性

おわりに

補論：「中所得国の罫」とタイ経済

はじめに

2020年はタイにとって経済・政治両面で大きく揺れた1年となった。

経済面では、新型コロナの感染拡大抑制に向けたロックダウン（都市封鎖）の影響により、2020年の実質GDPは前年比▲6.1%とアジア通貨危機後の1998年（同▲7.6%）以来の大幅なマイナス成長となった。

政治面では、コロナ禍の発生に伴い、与野党間の政治対立が一時中断されたものの、2020年半ばに市中感染が沈静化すると、民政復帰後も首相の座にとどまり続けるプラユット首相の即時退陣や王室改革を求めるデモ活動が拡大した。その後、2020年12月にバンコク西郊で発生したクラスター（集団感染）をきっかけに各地に感染が広がると、移動規制の厳格化により反政府デモは沈静化していたが、2021年2月半ばから再び拡大しつつある。

当面、景気や反政府デモの動向は、国内の新型コロナの感染拡大動向やワクチン接種の進捗ペースにも左右されるため、不確実性が高い状況が続く。こうしたなか、メインシナリオとしては、ワクチン接種が進むなかで新規感染者数が徐々に減少し、それを受けて各種経済制約が段階的に緩和され、景気回復が続くと見込まれる。他方、政治については、移動規制が徐々に緩和されるなかで反政府デモが一時的に拡大する可能性が高い。その場合、選挙制度改革や王室改革に必要な憲法改

正に向けた議論が進展することで、先行き安定を取り戻すことが出来るかが焦点となる。

足元で明るい材料が出ているものの、長い目で見ると今後も経済・政治両面で険しい道のりが待ち受けている。経済面では、コロナ禍で一段と深刻化した家計債務問題や少子高齢化の急速な進展が景気の下押し圧力となり続ける。また、経済格差（所得・資産格差、地域間・産業間の生産性格差）や汚職問題といった2000年代から続く政治対立の火種も解消されていない。このため、足元の新型コロナウイルスの感染動向や政治デモの動向のみならず、中長期の構造問題を踏まえながら先行きを展望する必要がある。

本稿は、以上の問題意識のもと、コロナ禍後にタイが直面することになる課題を整理するとともに、在タイ日系企業に求められる対応を考察する。

1. 出口なき政治対立

まず、タイ国内外で耳目を集めた反政府デモの急拡大の背景を整理した後、先行きを展望する（注1）。そのなかで、政府が今後どのような対応を取ろうとも、中長期的に政治不安定化リスクが続くことを述べる。

(1) 政治対立の新展開

2000年代以降、タイではタクシン元首相を支持する「タクシン派」と、それに反対する

「反タクシン派」の間で対立が続いている（注2）。2013年後半から2014年前半にかけて両派の対立が激化し、多数の死傷者が発生すると、軍が社会秩序の維持や政治膠着の解消に向け、2014年5月にクーデターに踏み切った。その後、政治の対立軸は軍政の是非にシフトし、2019年に民政復帰が実現した後は、軍政の流れを汲む政権を支持するグループとそれに反対するグループの間で対立が続いている（図表1）。反政府グループは、軍政の影響力が残存する仕組みを有する制度のもとで現政権が発足したことを問題視しており（注3）、プラユット首相の退陣や選挙制度の改革を要求している。

2020年に政治デモが急拡大したきっかけとしては、軍政批判の急先鋒であり、2019年の総選挙で野党第2党となった新未来党を巡るいくつかの問題を指摘出来る。2019年11月、憲法裁判所は、選挙違反を理由に同党のタナトーン党首（当時）に対し、議員資格を剥奪する判決を下した。これに対し、タナトーン氏は、今後、国会外で政治活動を展開していく方針を示したため、反政府デモが拡大することはコロナ禍の発生以前から予想されていた。2020年2月に憲法裁判所が新未来党に対して解党処分を下すと、政権に有利な司法判断に対する反軍政派の不満は一段と高まり、反政府デモが大規模化するとの見方が強まった。しかし、コロナ禍の発生に伴い2020年3月下旬に非常事態宣言が発令されたため、政

図表1 近年のタイの政治・社会動向

年月	政治・社会動向
2019年	3月 下院総選挙
	7月 第2次プラユット政権発足
	11月 選挙管理委員会、新未来党が結成時にタナトーン党首から融資を受けたことが政党法に抵触するとして、憲法裁判所に同党の解党を求める提訴を行うことを決定 憲法裁判所、選挙立候補者の規定違反を理由にタナトーン党首の議員資格を剥奪する判決を言い渡し
	12月 新未来党、選挙管理委員会の解党申立に抗議するため、バンコクで大規模な集会を開催
2020年	2月 憲法裁判所、新未来党に解党命令、幹部16人の10年間の政治活動を禁止
	3月 新未来党の議員、後継組織となる「前進党」を結成 政府、新型コロナの感染拡大を背景に非常事態宣言を発令
	7月 学生を中心とした反政府グループ、プラユット政権の退陣や憲法改正などを求める「フラッシュモブ型」の反政府デモを各地で実施（以後、反政府デモが活発化）
	8月 学生を中心とする反政府グループ、タマサート大学で王室改革を含む大規模な反政府集会を開催（主催者側発表では1万人が、地元メディア報道では3,000～4,000人が参加）
	9月 政府、憲法改正を巡る国民投票にかかわる法案を閣議で承認 学生を中心とした反政府グループ、憲法改正や王室改革を求める大規模デモを2日間にわたって実施
	学生団体、教育改革や教育大臣の辞任を求めるデモを実施
	学生を中心とした反政府グループ、9月と同様の憲法改正や王室改革を求める大規模デモを連日実施
	10月 政府、反政府デモの封じ込めに向け、新型コロナ対応とは別の非常事態宣言をバンコク首都圏に対して発令（その後、同措置への反対デモの先鋭化を背景に10月下旬に同措置を解除） 政府、反政府デモへの対応を巡る臨時国会を開催。下院議長、政治対立解消に向けた委員会の設置を指示（11月、反政府グループ、和解委員会への参加を拒否する方針を発表）
	11月 政府、憲法改正に向けた審議を開始。反政府グループ、選挙制度と王制の大胆な改革を含む憲法改正案が否決されたことを受けて大規模な抗議デモを実施
	政府、地方選挙を実施。反政府グループが支持する候補が全員落選
	12月 サムットサコン県で新型コロナの大規模クラスターが発生。以後、各地に感染が拡大するなかで政府は再び活動規制を厳格化
	2021年

（資料）各種報道を基に日本総合研究所作成

治対立は一時休戦状態になった。

その後の反政府デモは新型コロナの感染拡大に左右される展開が続いている。市中感染が沈静化するなかで繰り返される非常事態宣言の延長を巡り、政府は感染再拡大の予防に必要な措置であると説明する一方、反政府グループは権力維持に向けた弥縫策であると批判し、集会規制が続いているなかで反政府デモを再開した。

2020年後半以降のデモ活動の特徴としては、①これまで政治への関心が相対的に薄かった学生・生徒が積極的にデモ活動に参加していること、②明確なリーダーがおらず、Twitterなどのソーシャル・メディアを活用して連携をとり、「フラッシュモブ型」といわれる短時間のデモ活動が行われていること（注4）、③バンコク市内だけでなく、地方の大学や高校などでもデモ活動が展開されてい

ること、などを挙げられる。しかし、最大の特徴は、プラユット首相の即時退陣や選挙制度改革の要求とともに、これまでタブーとされてきた王室批判を展開し、不敬罪の廃止や王室関連予算の削減などを含む王室改革を公然と要求していることである（注5）（図表2）。

立憲君主国の在り方を根幹から覆しかねない改革要求を含むデモ活動の拡大はタイ国内外に衝撃を与えたが、政治デモに関するアンケート調査をみると、今回の反政府デモが必ずしも国民の全面的な支持を受けているわけ

ではないことが浮かび上がってくる。例えば、反政府デモが急拡大し始めた時期に調査機関スーパーポールにより実施されたアンケート調査の結果をみると、回答者の8割強が選挙制度改革や王室改革に必要な憲法改正に賛同する一方、街頭デモによる路上の占拠は支持せず、政治対立は国会内の議論を通じて解決されるべきと考えている（図表3）。

(2) 政治リスクが残存する理由

こうしたなか、反政府デモの沈静化に向けて政府がとりうる選択肢としては以下の3つ

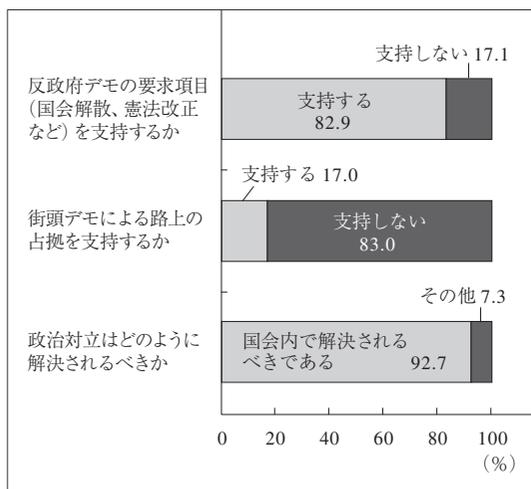
図表2 反政府グループが要求する選挙制度・王室改革

分野	反体制派の改革要求
憲法・選挙制度改革関連	憲法159条（首相の選出方法の規定）や160条（非議員の首相選出の禁止規定の不在）を改正する
	憲法255条（国王を元首としない憲法の改正禁止規定）を改正する
	憲法256条（憲法改正に際しては上院の3分の1以上の賛成を必要とする規定）を改正する
	憲法272条（上院議員の首相指名権に関する規定）を改正する
	国家平和秩序評議会の統治期間に出された布告や命令を取り消す
王室改革関連	憲法6条（国王の法的訴求の禁止）を廃止し、国王の権限を「人民の憲法」の下に置く
	刑法112条（不敬罪）を廃止し国民の王室に対する自由な発言を容認するとともに、全ての投獄者を恩赦で釈放する
	2018年国王財産管理局勅令を廃止し、国王に付随する公的資産と国王個人の私的資産を明確に分離する
	王室関連予算を削減する
	王室直轄組織を再編する（例：王室警備司令部の関連政府機関との統合、枢密院の解散など）
	国王への寄付を禁止するとともに、寄付があった場合は会計検査を実施する
	国王の公的な政治的意思表示を禁止する
	王室を過度に崇拝させるプロパガンダと広報活動を中止する
	王室批判をしていた活動家の死亡に関する事実関係を捜査する
	クーデターを承認する国王裁可を二度としない

（注）憲法・選挙制度改革は野党・民間から提出された改正案を、王室改革は学生グループにより提出された10の改革要求を参照。

（資料）各種報道を基に日本総合研究所作成

図表3 反政府デモを巡るアンケート調査



(注) 2020年9月10日～17日にかけて実施したアンケート調査における2,145人の回答結果。

(資料) Super Poll “ดัชนีชี้วัดความสงบเรียบร้อย”

がある。しかし、いずれの対応をとろうとも政治が不安定化する火種は残るとみておくべきである。

第1に、選挙制度改革や王室改革に必要な憲法改正である。2020年10月、プラユット首相は憲法改正を進める意向を表明し、現在国会で改正案の審議が続けられている。しかし、市民グループにより提出された、反政府グループが支持する大胆な選挙制度改革や王室改革を含む憲法改正案は、2020年11月の国会で既に否決されている。このため、憲法が改正されても選挙制度や王室制度の実態は現状からほとんど変化しないとみられる。しかし、それでは国民融和が実現するとは考えにくい。憲法改正のタイミングは、①憲法改正案

が国民投票で可決されるか否か（否決の場合は、国会に審議を差し戻し）、②国王による再修正の要求があるか否か、に左右されることになるが、選挙制度改革や王室改革といったセンシティブな問題を含んでいるため、議論が長期化する可能性が高い（注6）。

第2に、解散・総選挙の実施である。憲法改正に向けた議論の停滞を理由に、反政府グループがデモ活動を拡大させていった場合、政府は下院を解散し、国民の信認を問うべく総選挙を実施することを検討するだろう。しかし、既述のとおり、軍政下で制定された憲法に基づく現行の選挙制度は現政権にとって有利な仕組みを有しているため、プラユット首相もしくは同首相に近い人物が首相となる可能性が高い。民政復帰にかかわる経過措置規定の適用期間の満了に伴い、下院のみで首相が選出されるようになれば政権交代が起きる可能性が高まるが、経過措置期間が満了するのは2024年であり、それまで反政府デモは収まらないだろう。

第3に、警察や軍によるデモ隊の強制排除である。本対応がとられる場合、2014年5月の軍事クーデター発生時と同様、見かけの社会秩序は改善するだろう。もっとも、このような対応によってもたらされる政治や社会秩序の安定は一時的なものに過ぎず、先行き政治集会の禁止規定が解除されるなかでより深刻な政治対立の再燃を招くことになる（注7）。

さらに、2000年代以降続く政治対立の原因となっている、経済格差（所得・資産格差、地域間・産業間の生産性格差）や汚職問題なども解消されていない。

人口の3割を占めるバンコク首都圏や東部の一人当たりGDPが40万バーツを上回り、名目GDPの6割を占める一方、人口の約5割を占める北部や東北部の一人当たり名目GDPは10万バーツを下回っており、GDPのシェアも2割に満たない。このような所得格差は、北部や東北部では生産性の低い農林水産業や小売業の経済に占めるシェアが高い一方、バンコク首都圏と東部では生産性の高いサービス業と製造業の比率が高いといった、地域間の産業構造の違いと業種間の生産性格差に起因するものといえる。また、超富裕層500人の保有する株式資産はタイ企業の全発行株式の4割弱に相当しており（Krislert [2019]）、タイは世界で最も資産格差が大きい国であると指摘する調査もある（Credit Suisse [2018]）。

こうした状況に対して、プラユット政権は、「福祉カード」を通じた低所得者への現金給付や相続税や贈与税の導入などを通じて格差是正に取り組んでいる（注8）。それにより、ジニ係数をはじめとした所得格差に関する一部の指標は2019年にかけて改善した。しかし、コロナ禍の発生を受けて飲食業や小売業に従事する低所得層の雇用環境が悪化する一方、金融緩和を受けて富裕層の保有資産の大半を占める不動産の価格は上昇し続けており

（図表4）、コロナ禍の発生以降、経済格差は再び拡大していると判断される（注9）。このような格差の広がりに対応するために、再分配政策をより強化することが考えられるが、それが新たな政治対立を引き起こす要因になりかねない。

格差是正策としては、低所得層の大半が従事する農林水産業や小売業の生産性向上を支援し、再分配前の地域間・産業間の生産性格差を縮めていくという抜本的な対策が必要である。しかし、政府はEEC（東部経済回廊）における製造業の産業高度化やデジタル産業の育成に注力しているため、北部や東北部の農林水産業がこれらの業種を上回るペースで成長するとは考えにくい（注10）。

図表4 地価と失業者



(資料) Bank of Thailand, National Statistical Office

また、これまでタイの反政府デモの理由となってきた汚職問題についても、政府の対応は不十分である。プラユット政権下では、汚職防止法の改正や企業の内部統制の義務化といった汚職抑制策が講じられた。しかし、そうしたなかでもプラウィット副首相の不正蓄財、バンコク首都圏で高架鉄道（BTS）を運行するバンコク・マス・トランジット・システム社の「オレンジライン」の入札を巡る汚職、マレーシアの政府系ファンド「1MDB」を巡る汚職事件へのプラユット首相の関与など（注11）、様々な汚職疑惑が報じられた。また、非常事態宣言が発令されて以降、政府予算や人事手続きの簡素化が許されており、これが新たな汚職の温床となることが警戒されている。

これらは、2020年半ば以降の反政府デモ拡大の直接のきっかけではないが、長期化の原因になっていると考えられる。ちなみに、他の新興国においても汚職対策が強化されたこともあり、国際比較の観点からみたタイの汚職度合いはプラユット政権発足以降、ほとんど改善していない（注12）。2020年の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）は180カ国・地域中104位と、中国（同78位）、インド（同86位）、インドネシア（同102位）より低くなっている。

タクシン政権やインラック政権下で拡大した反タクシン運動や軍事クーデターの背景に、経済格差と汚職問題が密接にかかわって

いたことを踏まえると、超富裕層や特権階級に属する人々の汚職疑惑をきっかけに人々の社会に対する不満が爆発する可能性がある（注13）。そのため、選挙制度改革や王室改革の動向、政権交代の動向以外にも政治が不安定化するリスクがあるとみておくべきである。

(3) 政治不安定化の経済的影響

タイの大規模な反政府デモに関する映像をみると、それにより経済活動全般が麻痺したかのような印象を受ける。しかし、政治が不安定化することによる、産業や政策へのインパクトは一律ではないことに留意する必要がある。

まず、産業ごとの影響をみると、政治が不安定化することによる製造業への悪影響は限られる。今回の反政府デモはバンコク以外の地方でも同時発生しているが、輸出型製造業が集中する東部や中部の工業団地内の生産活動や輸出にかかわる物流インフラに支障は生じていない。そのため、コロナ禍の収束を受けて人の移動や集会の制限が撤廃され、それにより再び政治デモが大規模化しても、製造業の生産活動に与える影響は限定的と見込まれる（注14）。工業団地や港湾に反政府デモ隊がなだれ込むような事態にならない限り、コロナ禍が収束すれば世界景気が回復に向かうなかで輸出も持ち直しに向かうだろう（注15）。

一方、サービス業へのマイナス影響は避けられない。名目GDPの約5割を占めるバンコク首都圏における政治デモの拡大は、消費者マインドの悪化を通じて対面型のサービス業や観光サービス輸出を悪化させる。そのため、コロナ禍後に反政府デモが拡大すれば、景気の回復ペースは緩慢なものにとどまりかねない。

次に、政治不安定化の各種政策への影響についてみると、政策の大枠への影響は限られるものの、実行ペースの低下が景気の下押し圧力となると見込まれる。

まず、経済政策についてみると、外資誘致を通じた産業高度化やそれに向けたインフラ整備などの必要性を巡る認識は政党間で大差なく、政局の行方がどうなるとも政策の大枠は現状から変わらないだろう。環境関連の政策についても、気候変動への対応が喫緊の課題となるなか、再生可能エネルギーの導入拡大やEV（電気自動車）の早期普及を目指す政策を継続するだろう（注16）。

ただし、政治が不安定化すれば、予算案の策定の遅れ、優先的に進めるインフラプロジェクトの再考、環境アセスメントや各種行政手続きの見直しなどによる公共投資の予算執行の遅延は必至で、経済成長への悪影響は避けられない。

さらに、EUとのFTAやCPTPP（環太平洋パートナーシップ）の締結に向けた交渉が一部の反政府グループの反対運動で遅延するよ

うなことがあれば、それがタイを輸出拠点として活用することを検討する海外企業の投資を阻害しかねない。EUとASEANの間のFTAやタイのCPTPP参加に関する先行研究は概ねFTAの締結がタイ経済に対してプラスの影響をもたらすと結論付けており（注17）、FTI（タイ工業連盟）、TCC（タイ商業会議所）、TBA（タイ銀行協会）の3団体からなるJSCCIB（タイ商業・工業・金融合同常任委員会）は、政府に対してCPTPPへの参加を要求している。しかし、EUとのFTAやCPTPPの参加に必要なUPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）の批准により自家採種の権利が制限され、生産コストが増加することに対して就業人口の3割を占める農家は強い懸念を示しており、それが交渉停滞の一因となっている（注18）。今後、国民の十分な理解を得られないなかでFTA交渉が進められると、反政府デモの新たな火種となる可能性がある。

（注1） コロナ禍中の短期のタイ経済の動向については、熊谷[2020a]を参照。

（注2） 2000年代から2019年の政治動向については熊谷[2019b]を参照。

（注3） 現在の選挙制度は、下院で過半数の議席を獲得する政党が発足しにくい仕組みを有していることに加え、首相の選出は任命制で議員が選出される上院と合同で実施される。

（注4） 香港におけるデモ活動を参考にしたとの見方がある。

（注5） 反政府グループの政治改革要求やそれに対する政府対応については玉田[2020a][2020b]を参照。

（注6） 2014年5月の軍事クーデター直後、暫定政府は2015年秋口までに新憲法を制定し、2016年初に民政復帰に向けた総選挙を実施する方針を示していた。しかし、審議の遅れなどを理由に新憲法の公布・施行は2017年4月にずれ込み、総選挙の実施時期は2019年3月となった。このような過去の経緯を踏まえれば、憲法改正

- には数年単位の時間がかかると想定される。
- (注7) 反政府デモ隊を強制排除する場合、国際社会から強い批判を受けることが予想される。そのため、政府は強硬な措置をとることに対して極めて慎重な姿勢で臨むだろう。
- (注8) プラユット政権下の経済政策については熊谷 [2019b] を、福祉カード事業の所得格差への影響については江川 [2019] を参照した。
- (注9) 世界銀行は、タイについて、上位中所得国における貧困ライン（1日当たり購買力平価5.5ドル）以下で暮らす人々の割合が2020年に8.8%と2019年の6.2%から上昇し、2021年も8.4%で高止まりすると予測している（World Bank [2021]）。
- (注10) 農業就業者の高齢化や農業就業人口の減少といった問題が深刻化するなかで、それに対応する形で機械化の導入を迫られることで生産性が高まる可能性があるだろうが、より積極的な対応を取る必要があるだろう。
- (注11) 2020年2月23日Reuters 「Banned Thai opposition party says junta helped 1MDB cover-up」。
- (注12) 調査対象国・地域数や調査方法の見直しによる影響を勘案する必要があるが、タイの2015年のランキングは168カ国・地域中76位であり、5年前と比べてむしろ悪化している。
- (注13) Anti-Corruption Organization of Thailand の Mana Nimitmongkol 事務局長は、タイがインフラ整備でPPP（官民連携方式）を重視する一方で、政府と民間の役割分担が明確でなく、公務員の意識改革も遅れており、それが汚職の温床になっていると指摘している（2021年1月31日 Bangkok Post 紙「Kingdom hits new low in graft index」）。
- (注14) 投資金額が2億バーツを超える新規投資については、タイ投資委員会の許認可の審査が停滞する可能性があるものの、簡便な審査のみで許可が下りる小規模プロジェクトに投資計画を細分化して申請することで悪影響を一定程度回避出来る。
- (注15) 2006年の軍事クーデター後、消費・投資マインドは悪化したのが、世界景気の拡大に伴い輸出が好調に推移したため、実質GDP成長率はリーマン・ショックが発生するまで底堅く推移した。
- (注16) ただし、政権交代などにより、補助金の適用対象や補助金額の見直しが起こることが想定される。
- (注17) 2020年4月、政府はCPTPPへの参加がタイのGDPをベースラインシナリオと比べて0.12%拡大させるとの試算結果を示した（2020年4月27日 Reuters 「Thailand sees GDP, investment boost if joins CPTPP trade pact」）。同様に2020年9月、商務省が開催したセミナーで、EUとのFTAの締結がタイのGDPをベースラインシナリオ対比1.63%拡大させるとの試算結果を示した（2020年9月17日 Bangkok Post 紙「Official: Thai-EU FTA study could wrap up this month」）。
- (注18) UPOV条約の批准は、種子開発企業の知的財産権の強化や種子開発・販売市場の拡大といったプラス効果をもたらす。それによる種子生産の効率化や販売価格

の低下、種子輸出の拡大が中長期的に農家にプラス効果をもたらす可能性があるが、農家は短期のマイナス影響をより強く意識していると考えられる。

2. コロナ禍後も続く景気下押し圧力

政治関連の景気下振れリスク以外にも、コロナ禍後の景気の下押し圧力となる様々な構造問題を抱えている。このうち、コロナ禍でより深刻化したものとしては、①家計債務問題、②デフレ問題、③少子化問題、の3点が挙げられる。

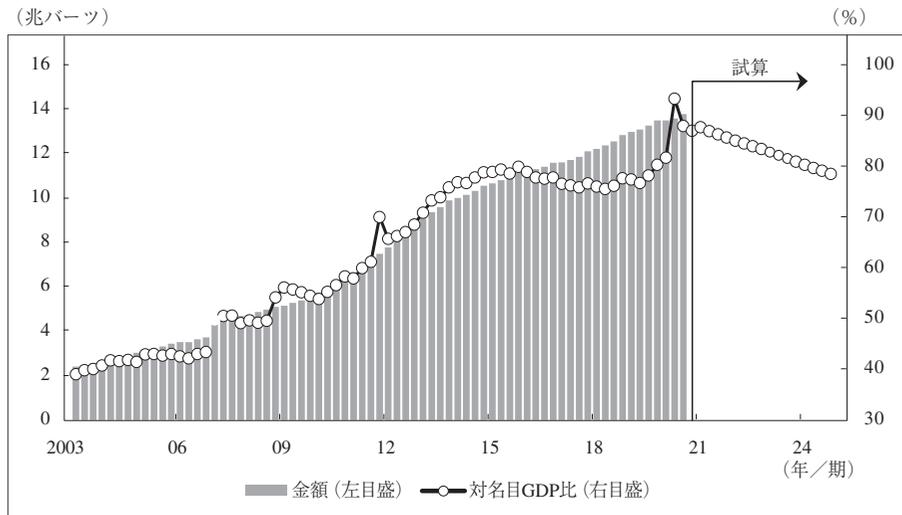
これらに適切に対応しなければ、コロナ禍後の景気回復ペースは緩慢かつ一時的なものにとどまり、「中所得国の罌」から抜け出せない状況が続くことになるだろう（中所得国の罌の詳細については補論を参照）。

(1) 深刻化する家計債務問題

コロナ禍後の景気回復を妨げる要因としては、まず家計債務問題が挙げられる（注19）。

2000年代前半に名目GDPの40%前後で推移していた家計債務残高は、2010年代前半の賃金上昇に伴う先行きの所得増加への期待の高まり、2010年代の金融緩和、それらを受けた不動産価格の上昇などを背景に、2010年代半ばにかけて約80%に高まった（図表5）。不動産価格の上昇は、住宅購入に必要なローン金額の引き上げと不動産を担保とする借入余地の拡大といった2つの経路から家計債務の

図表5 家計債務（対名目GDP比）



(注1) 2006年までは商業銀行以外の金融機関による融資を含まないため、2007年前後で断層がある。
 (注2) 先行きの前提は、家計債務が2015～2019年のペースで増加、名目GDPは日本総合研究所予測。
 (資料) Bank of Thailand、National Economic and Social Development Council を基に日本総合研究所作成

増加に作用した。

経済学の観点からみれば、将来の所得上昇に対する期待や金利低下を踏まえた借入の増加は合理的な行動であり、長期間の消費水準を平準化することで生涯を通じた「効用（≒満足度）」の最大化を可能にする。しかし、タイ中銀は、今後の金利上昇リスクを軽視した無計画な借入、投機的な不動産購入による不動産バブルの発生、それらによる金融システムの不安定化などを懸念し、2010年代半ばから家計債務の抑制に向けた対応策を厳格化している。商業銀行の住宅ローンの貸出基準の厳格化、クレジットカードの利用上限の引き下げ、多重債務者に対して新規の借入を禁止する代わりに優遇金利での借り換えを認め

る救済プログラム「デッド・クリニック」の導入などを受けて、家計債務のGDP比率は2018年にかけて緩やかに低下した。もっとも、コロナ禍を受けて雇用環境が悪化すると、同比率は再び上昇し、2020年末に90%台に達した（注20）。

先行きを展望すると、タイ中銀はコロナ禍の収束まで景気回復を重視する金融政策を続け、その後は再び家計債務抑制を重視する政策スタンスに転換すると見込まれる。今後、2010年代後半と同程度のペースで家計債務が順調に低下したとしても、同比率がコロナ禍前の水準に低下するのは2020年代半ば頃になると見込まれる。それまでタイ中銀は引き締め気味の金融政策を続け、それが景気の下押

し圧力となるだろう。

(2) 忍び寄る構造デフレリスク

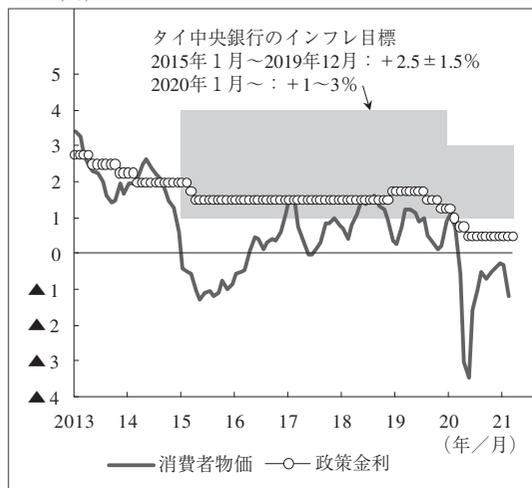
家計債務抑制に向けた引き締め気味の金融政策は、耐久財消費や住宅投資はもとより、インフレを抑制する作用がある。それにより、タイ経済は賃金上昇率の鈍化、パーツ高に伴う輸入物価の下落、実質債務の増加といった悪循環が続く、構造デフレに陥るリスクが高まる。

2010年代後半以降、タイの消費者物価の上昇率は一時期を除いてタイ中銀の目標を下回り続けている（図表6）。この背景としては、2010年代半ばおよび2020年の原油やガスの輸入価格の下落、景気悪化、家計債務抑制に向

けた引き締め気味の金融政策が指摘出来る。長引く低インフレに対し、2017年、IMFはIMF協定第4条に基づいて加盟国に対して定期的に行う経済・金融情勢の協議に関する報告書（いわゆる「4条協議報告書」）で、タイ経済が低成長と低インフレの悪循環に陥るリスクを抱えていることを指摘し（IMF [2017]）、それ以降毎年の4条協議報告書でデフレリスクの回避に向けて金融・財政政策を拡大させることを政府と中央銀行に対して提言している（注21）。

しかし、タイ財務省は、中長期の財政の安定性に配慮する観点から、デフレリスクの回避を目的とする財政拡大政策に対しては、慎重な姿勢を取り続けている。また、タイ中銀は、①物価目標を下回る低インフレは鉱物性燃料の国際価格の下落という外生的な要因によるものである、②低インフレは家計の購買力を押し上げて景気にプラスの効果をもたらす、③家計債務の抑制を通じた金融システムの安定性向上がより重要である、といった認識のもと、コロナ禍が発生するまで金融緩和に対して消極的な姿勢を示していた（注22）。さらに、2019年12月、経済のデジタル化に伴う取引コストの低下などを理由に、タイ中銀は実質的に低インフレを容認する政策変更を実施した。従来の物価目標は+2.5%を中心目標とし、そこから上下1.5%の変動を許容するものであったが、新たな目標は中心目標値を持たない+1~3%となった（注23）。

図表6 消費者物価（前年比）と政策金利
（%）

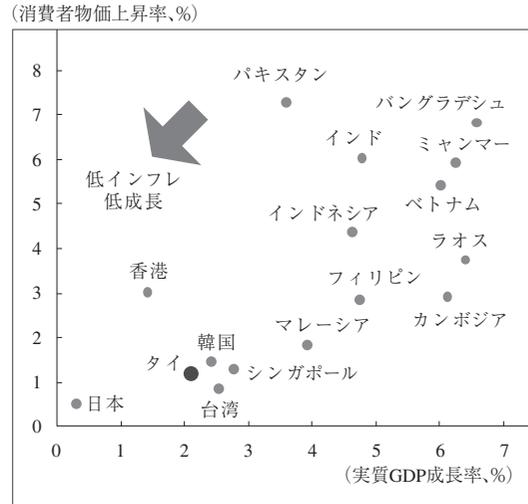


（資料） Ministry of Commerce, Bank of Thailand

こうしたこともあり、過去10年のタイの実質GDP成長率とインフレ率はともにアジアの主要新興国のなかで最も低く、シンガポール、韓国、台湾といった高所得国・地域と同程度となった（図表7）。

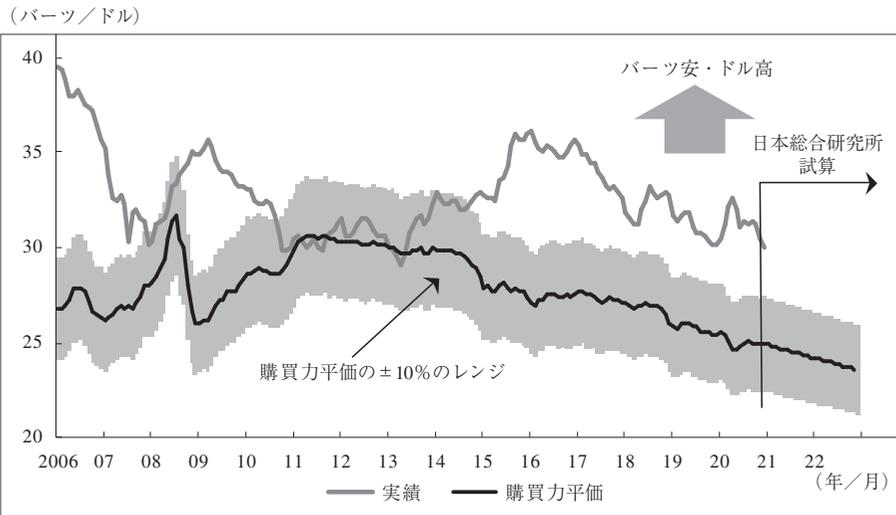
今後、タイ中銀は、コロナ禍の収束に伴いインフレ率が物価目標の下限である+1%程度に高まると予測している。ただし、これは近年のアメリカの物価上昇率と比べてもなお低く、購買力平価の観点からみれば中期的にバツ高・ドル安圧力がますます強まることを意味する（図表8）。バツ高は輸出の下押し圧力となるとともに、輸入物価の下落を通じてデフレ圧力をもたらすことから、IMF

図表7 インフレ率と経済成長率
(2010～2020年の期間平均)



(資料) IMF World Economic Outlook 2020 October

図表8 バツ・ドル相場



(注) 2011年を基準年とし、両国の生産者物価指数（製造業）を基に相対的購買力平価を試算。先行きは両国の過去3年間の生産者物価指数のトレンドに基づいて試算。

(資料) IMF、Bank of Thailand、Bureau of Labor Statisticsなどを基に日本総合研究所作成

が懸念するような低成長と低インフレの悪循環を招くリスクを高めかねない（注24）。

他方、現在の政策金利は0.5%と追加的な引き下げ余地は限られている。また、量的緩和政策などの非伝統的な金融政策による物価浮揚効果は未知数であり、資産バブルに対する警戒も怠れない。そのため、タイ中銀がデフレリスクの回避に向けた予防的な金融緩和に踏み切れないなかで、深刻な構造デフレに陥る可能性がある。

わが国の経験が示すように、デフレ体質からの脱却は容易ではなく、タイは今後、「失われた10年／20年」と呼ばれる長期低迷に突入するリスクがある。

(3) 加速する少子化

さらに、コロナ禍を受けた少子化の加速も様々な経路を通じて経済成長を下押しする。タイの合計特殊出生率は1990年代前半に人口置換水準の目安とされる2.1を下回り、現在は1.5弱と先進国並みの低水準が続いており、中長期的に労働力不足が深刻化することが懸念されている（注25）。失業率は、コロナ禍による景気悪化を受けて2020年半ばにかけて一時的に高まったものの、それでも2%前後であり、IT関連の人材などを中心に労働需給はひっ迫している。

本稿執筆時点では2020年の出生数は発表されていないが、雇用環境の悪化、移動制限、妊婦や新生児の新型コロナの重症化リスクに

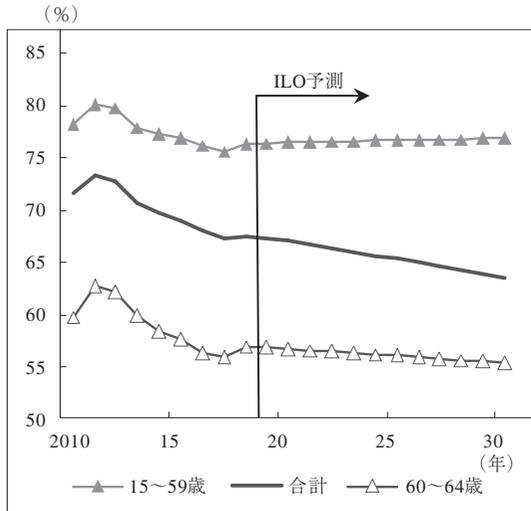
対する懸念などを背景に、コロナ禍発生以降の出生数は減少していると推測される。フィリピンのように、コロナ禍前に結婚していたカップルによる出生の急増を受けてベビーブームが発生している新興国もあるが（注26）、タイではこのような現象は報告されておらず、日本、韓国、中国などと同様に少子化が加速したと考えられる。なお、妊娠・出産までのタイムラグを踏まえると、コロナ禍の影響は2021年の出生数により顕著に表れるだろう。

従来の想定よりも早いペースで少子化が進む一方、政府の高齢化への対応は遅れており、65歳以上の人口比率が2割を超える2030年代から高齢者の介護問題をはじめ、様々な社会問題が噴出することが懸念されている。

日本では定年年齢を引き上げることで労働参加率の引き下げを食い留めているが、タイも同様の対応を進めている。しかし、公的な介護提供体制の未整備が続けば、定年年齢の引き上げにもかかわらず老親の介護のために早期退職を迫られるケースが多発するだろう（注27）。実際、ILO（国際労働機関）はタイの60～64歳の労働参加率は今後も上昇せず、全体の労働参加率は2030年にかけて緩やかな低下が続くと予測している（図表9）。

APO（アジア生産性機構）の成長会計における労働投入量の実質GDP成長率への寄与度の関係と国連の人口予測を踏まえると、2030年代にかけて年率1%程度のペースで生産年

図表9 労働参加率

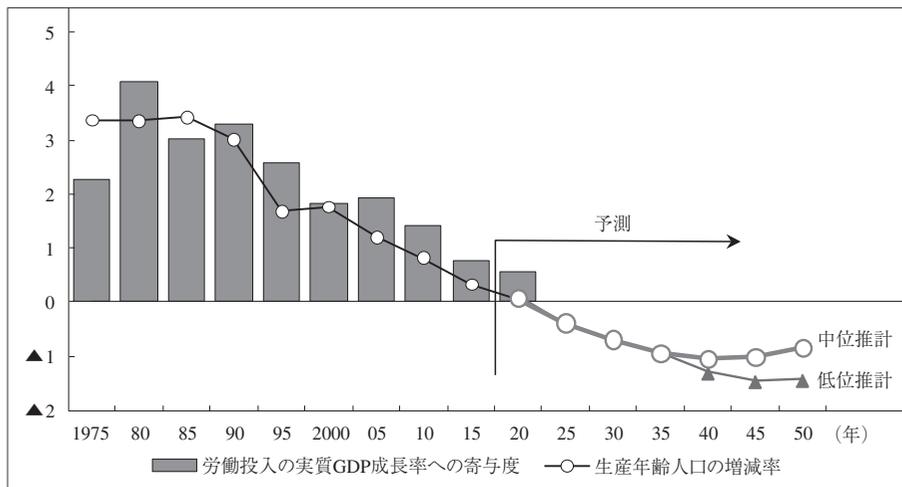


(注) 労働参加率 = 労働力人口 ÷ 総人口。
 (資料) International Labour Organization “ILO modelled estimates, July 2019”

年齢人口の減少が続くなかで労働投入の寄与度はマイナスに転じ、経済成長率を1%ポイント程度下押しし続けると見込まれる(注28)(図表10)。新生児が働き始めるまでには20年程度の時間を要することもあり、コロナ禍の発生により出生率が従来の想定より下振れることによる労働投入へのマイナス影響はすぐには表れないものの、2040年代から徐々に顕在化すると見込まれる。

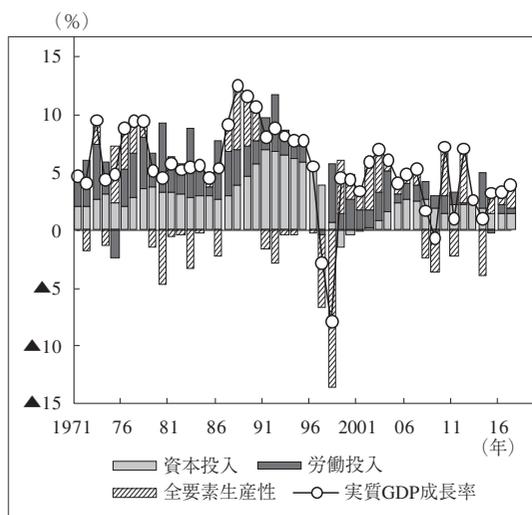
労働投入による実質GDP成長率への寄与度が低下するなかでも2010年代までは資本投入の増加と生産性の上昇により一定の成長率を維持出来たことを踏まえれば(図表11)、今後、資本投入の増勢と生産性の上昇ペースを高めしていくことがタイにとって最大の課題となる。

図表10 実質GDP成長率に対する労働投入の寄与度と生産年齢人口の増減率 (%)



(注) 人口増減率と労働投入増減の実質GDP成長率への寄与度は過去5年間の期間平均。2020年の労働投入増減の実質GDPへの寄与度は2017年までの推計値を基に計算。
 (資料) United Nations、APO Productivity Databaseを基に日本総合研究所作成

図表11 実質GDPの寄与度（前年比）



(資料) APO Productivity Database 2019 (Ver.2 (February 25, 2020))

(4) 外資依存型の成長戦略の限界

こうした状況下、タイ政府は経済成長の持続性を高めるべく、2016年以降、産業高度化政策「タイランド4.0」を推進している。また、2021年1月、政府は「タイランド4.0」とともに「BCG（Bio-Circular-Green、バイオ・循環型・グリーン）経済」を2021～2026年の国家目標に据える方針を示すなど、環境志向を強めている。

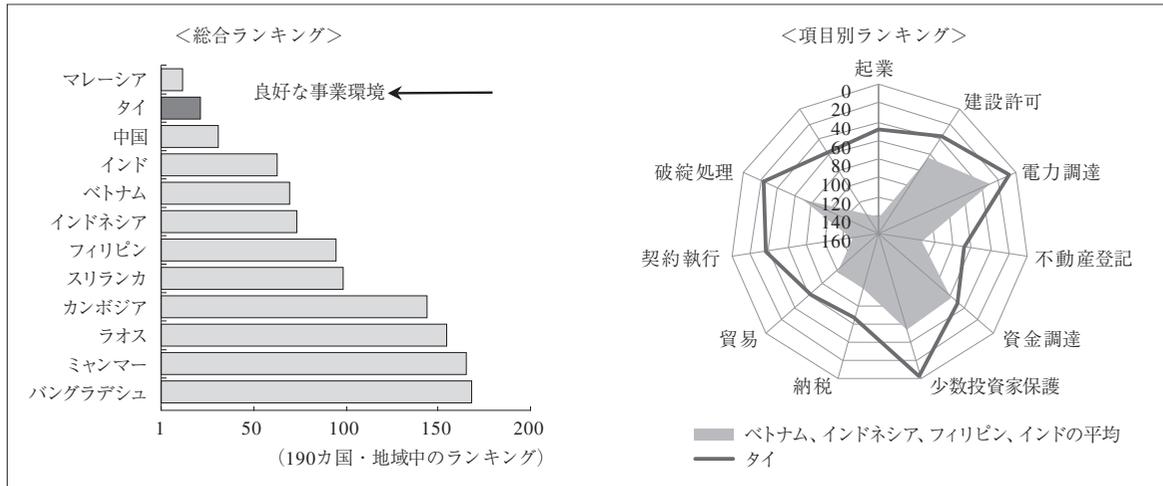
これまでの経済成長を受けた賃金上昇により労働集約型産業の輸出競争力が低下するなか、資本・知識集約型産業への移行は不可欠である。また、地球温暖化をはじめとする環境問題への対応も急務であるため、タイの政

策の方向性は前向きに評価出来る。ただし、この成長戦略の実現は外資による投資に大きく依存しており、その成否はタイが日本をはじめとする海外企業にとって魅力的な投資先であり続けられるかにかかっている。

以下を踏まえると、コロナ禍後に経済・政治両面で苦境が続いても、タイが投資先としての優位性をただちに失うとは考えにくい。まず、世界銀行のビジネス環境調査（Doing Business）が示すように、電力供給の安定性、建設や貿易に必要な行政手続きの簡便さなどをはじめ、タイのビジネス環境は他のアジア新興国よりも良好な側面が多くある（図表12）。また、5,000社を超える日系企業がビジネスを展開しており（注29）、顧客の開拓が比較的容易である。日本語による法律・会計サービスや駐在員の生活環境も充実しており、海外進出経験が限られる企業にとって、タイは進出ハードルが低い。

さらに、政治不安定化リスクがあるとはいえ、周辺諸国との比較という点でタイが突出しているというわけではない。ミャンマーでは2021年2月に軍事クーデターが発生し、欧米からの経済制裁を含め、事業環境の不確実性が高まっている。また、インドでは、ヒन्दゥー・イスラム間の長年の対立の要因となっているアヨーディヤー問題(注30)を巡って民族間の衝突が発生するリスクがある。この他、インド、ベトナム、フィリピン、インドネシアなどが領土・領海を巡り中国と対立

図表12 世界銀行の事業環境ランキング (2019年)



(資料) World Bank 「Doing Business 2020」

する一方、タイと中国の間には領土問題はないため、対中関係の悪化を理由に中国からの中間財の調達が不安定化するリスクは小さい。

こうしたことを踏まえると、ビジネス上の課題が多く残される他のアジア新興国に直接進出するのではなく、まずタイに進出し、そこから輸出を通じて間接的に事業を展開する、という東南アジアのハブとしての機能が毀損されることはないと考えることが出来る。

ただし、このことはタイの地位が中長期的にみても安泰であるということ必ずしも意味しない。投資先としてタイと競合するアジア新興国における近年のビジネス環境の改善

や産業集積の進展などを踏まえると、タイの相対的な優位性が低下し、それとともに投資が先細りしていく可能性は否定出来ない。

例えば、中国との近接性を背景に中国からの移転先としてとりわけ高い関心を集めるベトナムでは、電子機器などを中心に資本集約型産業で産業集積が進みつつある。同国の財輸出は2019年にタイを上回るなど、東南アジアの輸出拠点としての存在感を強めている。現在タイの7割弱である名目GDPは2030年代前半頃にタイを追い越すと見込まれており、消費市場としても注目を集めている。

中国からの生産移転といった観点からは、ベトナムの一人勝ちが続いており、その他のアジア新興国はまだサプライチェーン再編の

動きを追い風と出来ていないが、投資誘致に向けてビジネス環境の改善を図っている。

中長期的に経済成長が見込まれているインドは、モディ政権が発足した2014年以降、ビジネス環境が大きく改善している。政府は、GST（財・サービス税）の導入に伴う税制の簡素化、各種行政手続きの簡素化、倒産破産法制の整備、法人税の引き下げなどを実施するとともに、競争を通じた州レベルのビジネス環境の改善を促した。その結果、世界銀行のビジネス環境ランキング（Doing Business）は、2019年に63位と2014年の143位から急上昇した。同ランキングでタイより低い順位にあることには変わりがないものの、その差は大幅に縮まっている。さらに、基準年からの生産量の増加に応じた補助金を支給するPLIスキーム（Production-Linked Incentive Scheme、生産連動型優遇政策）を通じて国内生産を奨励する一方、完成品の中間財の輸入規制を厳格化するなど、政府は補助金と保護主義の強化を組み合わせた製造業の振興策を展開している。

インドネシアも、ジョコ政権下で外資規制のネガティブリストの改正や投資関連手続きの簡素化が実施され、2019年のビジネス環境ランキングは73位と2014年の113位から大きく改善した。また、2020年11月、雇用創出に向けて、最低賃金、退職金、失業給付、事業認可、経済特区、土地収用などを含む労働や投資にかかわる法律を一括して改正する、オ

ムニバス法（雇用創出法）を成立させたことが注目を集めた。

他方、タイは既に投資環境が一定程度整備されていることもあり、投資誘致で競合する他のアジア新興国と比べると、ビジネス環境の大幅な改善が期待出来る状況にはない。外資誘致にかかわる税制恩典制度については、2015年に投資地域に応じて異なる優遇措置が提供される従来のゾーン制から、業種の重要度に応じた優遇措置が提供される制度に変更され、2020年に対象業種の見直しや人材育成関連の投資にかかわる費用の法人税からの控除を認める「タイランド・プラス」が発表されたことが注目を集めた。しかし、それ以外のビジネス環境改善に向けた制度変更は限られており、サービス業の外資規制もほとんど緩和されなかった。

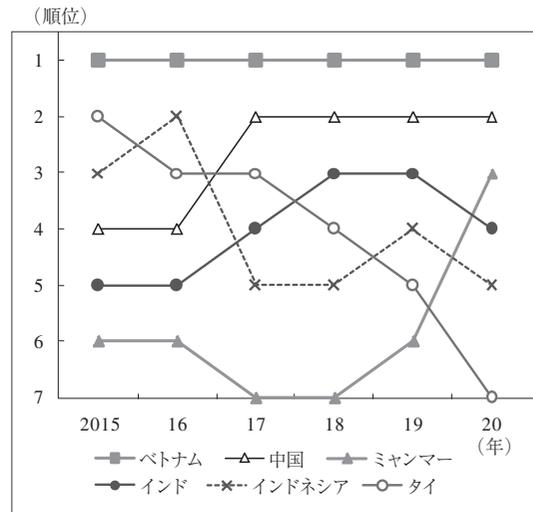
加えて、ロボット工学、生物工学、情報工学など、タイ政府が期待し、イノベーションの創出に不可欠な分野では、人材不足といった問題を抱えている。タイ政府は、「スマート・ビザ」の発給を通じた高度外国人材の誘致を目指すとともに、STEM（科学、技術、工学、数学）分野の人材育成に対して税制優遇措置を提供することで人材不足の解消を目指している。しかし、高度外国人材が、より高い収入が期待出来る中国、シンガポール、アメリカなどではなく、タイを移住先として積極的に選択する誘因は限られている。また、企業内の人材育成についても、転職率が高いタイ

で時間とコストをかけた本格的な人材育成に企業が積極的に乗り出すとは考えにくい。

人材不足への抜本的な対策としては、このような小手先の対応策ではなく、ワークライフバランスの改善や男性の育児・家事の参加を通じた少子化問題の解消に加え、創造性やコミュニケーション能力を育む初等・中等教育改革（注31）、職業訓練学校や高等教育における理系分野の拡充などが求められる（注32）。それにより成長の自律性を高めていくことが究極の目標である。プラユット政権は、出産や育児に関する所得控除枠の拡大、教育制度改革に向けた省庁再編など、いくつかの施策を実施したが、これらは改革の出発点に過ぎない。

タイの優位性が中長期的に低下しかねない状況下、いくつかのアンケート調査はタイの対内直接投資にとって、とりわけ重要な日本のタイへの関心が低下し始めていることを示している。例えば、日本政策金融公庫が中小企業に対して実施しているアンケート調査をみると、「今後3年程度の事業展開における有望国・地域」という項目におけるタイの順位は、2015年の2位から2020年に7位に低下した（図表13）。また、JBICが製造業に対して実施するアンケート調査でも、「中期的（今後3年程度）の有望事業展開先・地域」という項目におけるタイの順位は2019年にベトナムに追い抜かれて、中国、インド、ベトナムに次ぐ4位となった。2020年の順位は前年か

図表13 中小企業の今後3年程度の事業展開における有望国・地域のランキング



(注) 調査項目「今後3年程度の事業展開における有望国・地域」における回答国・地域のランキング。2017～2018年の6位はフィリピン、2020年の6位はアメリカ。
 (資料) 日本政策金融公庫「中小企業 取引先海外現地法人の業況調査報告書」

ら変更はなかったが、得票率が低下しており、日本企業のタイへの相対的な関心が低下しつつあることを示唆している。

在タイ日系企業が生み出す付加価値はタイGDPの1割強に相当しているため（注33）、日本のタイ投資の縮小が産業高度化を遅らせ、それが日本のタイ投資をさらに押し下げるといったことも想定される。

(注19) タイの家計債務問題については熊谷 [2020b] を参照。
 (注20) FSI(金融安定指標)を含むタイ中銀の公表指標レポートでは、2020年中の家計債務のGDP比は80%台に収まっているが、これは同比率の計算において名目GDPの後方4四半期移動平均が用いられているためである。
 (注21) OECDも2020年に発行したタイ経済に関するレポートでタイのデフレリスクについて言及している (OECD

- [2020])。
- (注22) 消費者保護と低所得者支援の観点から企業による不当な値上げを禁止する、価格統制・価格監視規制の厳格化も、近年の低インフレの一因となっていると考えられる。
- (注23) 従来のインフレ目標は、+1%のインフレ率を一時的に容認しつつ、中期的に+2.5%に高めていくことを求めている。他方、現在のインフレ目標は、+1%の低いインフレ率が続くことを容認している。
- (注24) Sommarat Chantararat et al. [2017] は、家計債務が若年層に集中していることを指摘しており、デフレ問題は若年層の債務問題の解消を困難にするとともに、少子化問題を深刻化させる可能性がある。
- (注25) タイの少子高齢化については熊谷 [2019a] を参照。
- (注26) 2020年12月23日BBC「Covid-19: The Philippines and its lockdown baby boom」。
- (注27) この他、タイでは結婚・出産後で女性の労働参加率が低下する、いわゆる「M字カーブ」は存在しないため、20～30代の女性の社会進出を促進することで、労働力不足に対応出来る余地は限られる。
- (注28) ①経済成長に対する労働投入の増減の寄与度は推計に用いる生産関数の形状や分析期間により異なること、②タイにおいては生産年齢人口の増加率と労働投入量の実質GDP成長率の間に高い相関が看取されているものの、労働投入量は定年制度、失業率、労働時間などにも左右されること、の2点を踏まえると少子化による経済成長率へのマイナス圧力は一定の幅を持つてみる必要がある。例えば、NESDC (タイ国家経済社会開発評議会) のCapital Stock of Thailandの成長会計における労働投入の寄与度は、APO (アジア生産性機構) の成長会計における寄与度よりも低く、NESDCの成長会計は今後の労働力人口の減少による経済成長へのマイナス影響が限定的である可能性を示唆している。
- (注29) JETROの「タイ日系企業進出動向調査2017年」に基づけば、日本企業または日本人の出資が10%以上を占める企業は6,134社であり、そのうち活動が確認された企業は5,444社となった。
- (注30) 16世紀にムガル帝国初代皇帝バーブルがアヨーデヤーにモスクを建設した。これに対し、1980年代以降、ヒンドゥー至上主義の政治・宗教団体は、同モスクは同地にあったヒンドゥー寺院を破壊して建造されたものであると主張し、ヒンドゥー寺院の再建を目指す運動を展開しており、同寺院の再建の行方が民族間の大規模な対立を招くリスクがある。
- (注31) タイの初等教育では、いわゆる詰め込み式の教育が中心となっており、生徒が自主的に物事を考え議論を深める機会が限られている。
- (注32) タイの産業人材育成における課題については、国際協力機構 [2018]、日・タイ経済協力協会 [2019]、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 [2019] を参照した。
- (注33) 経済産業省の海外事業活動基本調査に基づく、2018年度の在タイ日系企業の売上高は23兆円である。

内訳が参照可能なASEAN4のデータに基づく付加価値率をタイに当てはめると、タイにおける付加価値額は約7兆円と推計され、これは同時期のタイのGDP (約58兆円) の12%に相当する。

3. 成熟化するタイ経済に日本はどう対応していくべきか

コロナ禍後の在タイ日系企業の事業環境は決して楽観出来ない。そのため、在タイ日系企業はコロナ禍後のタイの構造変化を見据えた対応を加速させる必要がある。また、今後のタイ経済および在タイ日系企業の持続的な成長に対する最大のボトルネックとなりうる産業人材の不足問題の解消に向けて、日タイ間の産官学民の連携を強化していくことが求められる。

(1) 在タイ日系企業に求められるビジネスモデルの変化とは

タイに進出した日系企業について、そのビジネスモデルの変革が求められる分野は多岐にわたる。まず、タイ国内における販売戦略についてみると、労働力人口の減少や高水準の家計債務が消費市場全体の下押し圧力となり続けるが、構造変化のなかで広がる新たな市場における販売拡大に注力するべきである。

例えば、少子化が進展するなか、若年層をターゲットとした消費市場は伸び悩む一方、高齢者向けの消費市場は拡大が続くと見込ま

れる。医療・介護サービスなどへの需要はもとより、健康志向の高まりを受けたフィットネスや機能性飲料・食品への需要拡大、アクティブシニア層の拡大に伴う観光やエンターテインメントへの消費、退職後を見据えた資産運用ニーズなどの市場拡大が期待出来る。また、労働力人口の減少に対応するため、デジタル化や自動生産にかかわるニーズについても拡大が続くため、関連サービスや製品を売り込んでいく余地がある。

環境志向の強まりも新たなビジネスチャンスを生む。高水準の家計債務などを理由にガソリン車の販売台数は伸び悩みが続いているが、EV・PHV（電気自動車・プラグインハイブリッド車）の販売市場はガソリン車からのシフトに伴い拡大が続くと見込まれる。わが国では2030年代半ばにハイブリッド車を除くガソリン車を廃止する方向で検討が進められており、自動車メーカー各社はそれへの対応を迫られているが、日本国内の環境規制を梃に日本企業は新技術への対応を進め、引き続きタイ市場で高い販売シェアを維持することを目指すべきである。現在EVの分野では中国企業が先行しており、タイにもBYD、上海汽車、福田汽車などが進出している。日本企業は新技術への対応を急ぎ、販売シェアの維持に努める必要がある（注34）。

また、内需下押し圧力の高まりを踏まえると、海外販売を強化していくことも欠かせない。CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、

ベトナム）などへの輸出にとどまらず、インドをはじめとした南アジアへの輸出拡大も積極的に検討すべき課題である。タイの産業集積の厚さや製造業の生産・輸出が政治動向に左右されにくいことを踏まえると、資本集約型産業についてはタイからCLMVや南アジアに生産拠点をシフトするのではなく、引き続きタイを生産・輸出拠点として活用するのが望ましい。そのため、工場のデジタル化や自動生産技術の活用により生産性を向上させ、労働コストの上昇やパーツ高といった輸出競争力の低下圧力に対応していくことが求められる。

さらに、コロナ禍をきっかけに、医療、教育、娯楽といった分野でデジタル化が進むなか、輸出比率が低いサービス業でも輸出拡大を検討するべきであろう（図表14）。当面はASEAN域内のデジタル貿易に関するルールの未整備や進出先国のサービス業の外資規制などが事業拡大のハードルとなりうるが、サービス業の貿易・投資の自由化を見据えて事業戦略を策定することが望まれる（注35）。

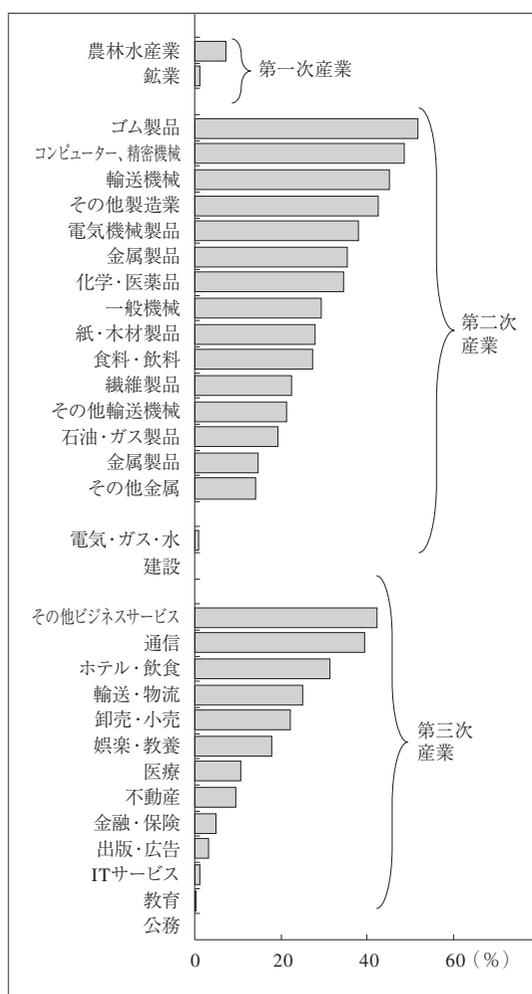
この他、2010年代以降、国際競争力の高まりを背景にタイの地場企業が直接投資を通じた国際化を進めていることを踏まえると、タイで取引のある企業と連携して第三国でビジネスを展開することが視野に入る。例えば、食品製造大手のCPフーズやセブン・イレブンの運営を手掛けるCPオールなどを傘下に持つCPグループは、戦略的資本・業務提携

パートナーである伊藤忠商事と連携して中国をはじめとした各国で事業を展開している。同様に、酒類大手タイビバレッジを傘下に持つTCC、国営石油会社PPT、国王が最大の株

主のサイアム・セメント・グループ、バンコク銀行など、非製造業の大手企業も海外進出を活発化させており、これらの大手企業と連携して第三国でビジネスを展開することが検討されよう。

労務面でも様々な対応が求められる。少子高齢化に伴う今後の退職年齢の引き上げや社会保障制度の再構築などを前提に、給与・昇進制度などの見直しや、子育てや介護と仕事の両立に向けた在宅勤務の促進、労務管理の方法の見直し、リテンション（人材の維持・確保）戦略の強化などの取り組みを他社に先駆けて実践出来るか否かが企業の競争力を大きく左右する。

図表14 タイの業種別海外販売比率（2015年）



(注) 海外販売比率は、輸出÷総供給（国内生産+輸入）で計算。

(資料) OECD "Input-Output Tables 2018 Edition"

(2) 産業人材の育成支援の重要性

このような企業対応を加速させるとともに、タイ経済および在タイ日系企業の持続的な成長にとってボトルネックとなりかねない、産業人材の不足問題を日タイ間の産官学民の連携強化を通じて解消していく必要がある。

近年のわが国のタイにおける産業人材育成にかかわる取り組みをみると、2015年の日・ASEAN首脳会議で「産業人材育成協力イニシアティブ」を打ち出して以降、日本政府はタイの産業高度化政策を念頭に置いた人材育成支援策を展開している。具体的な取り組みとしては、日本の高等専門学校機構の協力を得たタイの職業高校や職業訓練学校における

エンジニアの育成体制の強化、在ASEAN日系企業による専門家の派遣、製造業やIT産業における技能検定資格制度の充実、トップ・エンジニアや研究者の育成に向けた日本への留学や国際共同研究の推進などがある(図表15)。わが国は、これまでも長きにわたりタイの産業人材の育成を支援してきたが、アジア通貨危機後から2000年代までの人材育成支援策と現在の支援策を比較すると、①従来重視されていた製造現場で働くプラクティカル・エンジニアを育成しつつ、イノベーションの創出に不可欠なトップ・エンジニアの育成を強化している、②製造業とともにIT関連

産業の人材育成にも注力している、といった違いがみられる。

これらの施策を評価した報告書は、一連の施策の意義や方向性を前向きに評価しつつ、その有効性を一段と高めるべく、タイの人材育成の現状を踏まえたより細かい分野別の施策の策定、工学分野の志願者拡大に向けた金銭的なインセンティブの導入、人材育成計画のモニタリング・評価体制の拡充といった追加的な対応策の必要性を指摘している(注36)(三菱総合研究所 [2017])。

タイの産業人材育成の支援の方向性は妥当であるにもかかわらず、人材不足の問題が一

図表15 日タイ産業人材育成協力イニシアティブの概要

支援分野	関連プロジェクトの運営・実施主体	プロジェクト例	プロジェクトの具体的な内容
エンジニアの育成支援	国際協力機構、日タイの教育機関	職業高校や技術短大におけるエンジニアの育成支援	日本の国立高等専門学校機構の協力を得て、タイの職業高校・技術短大における日本式のものづくりカリキュラムの作成を支援するとともに、指導教員に対する日本での研修機会を提供することで、エンジニアの育成体制を強化する
		トップレベルエンジニアの育成支援	工学系トップレベル校出身学生に対して日本への留学や日本企業へのインターンシップの機会を提供する
研修・技能評価などの構築支援	日アセアン経済産業協力委員会、国際協力機構、情報処理推進機構、日タイの産業界	大学寄付講座の設置	在ASEAN日系企業による寄付講座の設置を通じて人材育成を支援する
		在タイ日系企業による専門家の派遣	在ASEAN日系企業が専門家を取引先へ派遣することで、技術移転を促すとともに品質管理能力の向上を支援する
		技能検定等資格試験制度の充実	タイ自動車人材育成アカデミーへ専門家を派遣し、シーケンス制御分野における技能評価の仕組みの構築を支援する
研究開発人材の育成	日タイの研究機関・研究者	アジア版情報処理技術者試験(ITPEC)の普及拡大	情報処理推進機構、タイ国立科学技術開発庁、日系企業、タイの大学と連携し、アジア版情報処理技術者試験(ITPEC)の普及を図り、IT高度人材の育成を支援する
		日タイ間のプロジェクトによる学位取得支援	ASEAN工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net.2003-)における工学系高度人材の学位取得を支援する
		産学連携の促進	日ASEAN科学技術イノベーション共同研究拠点(JASTIP)における、環境・エネルギー等の分野の国際共同研究を推進する

(注) 支援分野は参照資料における分類。

(資料) 在タイ日本国大使館ウェブサイト「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」を基に日本総合研究所作成

向に解消されていないことを鑑みると、支援規模をいかに拡大させるかが最大のポイントといえるだろう。コロナ禍をきっかけに各国でオンライン教育・研修が広がりつつあることを踏まえると、タイの産業人材の育成支援においてもオンライン教育・研修を活用することを検討する必要がある。座学中心の実務研修やIT産業の人材育成を中心に、日タイの産官学民が連携し効率の高いMOOC（大規模オープンオンライン講座）を提供することが出来れば、新型コロナの感染再拡大を防ぎつつ人材の育成規模を拡大することが可能となる。また、それにより、機械装置の操作演習など、製造現場における対面型の指導が必要な教育に必要な予算や人員を集中させ、全体としての人材育成支援の効率を高めていくことが出来る。

日本の海外産業人材育成協会が2021年3月に開催した、東南アジアの人材開発に関するシンポジウムでは、学生や教員がオンライン教育に対して苦手意識があることや、コミュニケーション不足による受講生のモチベーションの低下といった、オンライン教育の問題点が指摘された（注37）。ただし、これらを理由に従来型の教育・研修スタイルに安易に回帰するのではなく、より効果的なプログラムの構築、オンライン上での他の学生とのコミュニケーションの機会の創出、教員によるフォローアップ体制の拡充などを通じて、オンライン教育の効果を高めることに注力す

べきである。

また、日本語教育などについては既に存在するが、政府が主体となって提供する人材育成支援プログラムとは別に、日本の民間企業が商業ベースでオンライン教育・研修をタイの企業に積極的に売り込んでいくことも検討されよう。企業がオンライン教育を社員に受講させることで期待出来るメリットが受講コストを上回っていれば、公的な支援がなくとも企業における導入が進む可能性がある。

産業人材の不足はタイの経済成長の最大のボトルネックであるが、それは同時に最大のビジネスチャンスになりうるポテンシャルを有しているという認識でタイと向き合うことが望まれる。

（注34）新技術への対応だけでなく、中国企業の製品との差別化戦略を強化することも重要である。中国企業のタイ進出に対する在タイ日系企業の対応については熊谷[2020c]を参照。

（注35）これらの分野のサービス輸出の拡大は、タイの輸出構造の多様化を通じて、経済の脆弱性を低下させる。

（注36）この他、外国人1名の雇用に対してタイ人4名の雇用を求める、いわゆる「1:4規制」の適用対象から高度な技術指導者を受け入れる企業を除外するなど、税制優遇措置以外のインセンティブを設けることも有効であろう。

（注37）2021年3月3日NNA「コロナ後はデジタルと人材開発が鍵」

おわりに

少子高齢化への対応、デフレリスクの回避、デジタル分野の人材育成など、コロナ禍後にタイが向き合うことになる課題はわが国との共通点が多い。わが国をはじめとした先進国の経験を踏まえると、これらの課題克服は容

易ではない。また、経済・社会の発展段階が異なるタイに先進国の経験をそのまま当てはめることは出来ないため、タイは前例なき中所得国型の解決策の模索を余儀なくされることとなる。

今後のタイにおける取り組みの成否は、タイに遅れて成熟化する他のアジア新興国に

おける政策形成やビジネスモデルの在り方に大きな影響を与えることになるだろう。タイの中所得国の罍の克服に向けて日タイの官民が連携し、そこから得られた有効な取り組みを他のアジア新興国に波及させていくことで、アジア全体の成長の持続可能性を高めていくことを期待したい。

補論：「中所得国の罍」とタイ経済

「中所得国の罍」は、低所得国が中所得国に移行した後、経済成長率が著しく鈍化し、長らく高所得国に移行出来ない状態を指す。その理由としては、労働集約型産業の輸出競争力の低下や資本・知識集約型産業の競争力の乏しさが指摘されている。

タイの一人当たりGNIは、2008年に世界銀行の定義における上位中所得国の水準に達したが、従来の成長モデルが限界に近づくなか、当面中所得国にとどまり続ける公算が大きい。今後、年率1%のペースでパーツ高が進むとともに2010年代と同程度の成長率を維持するケースでは、タイが高所得国の水準に達するのは2030年代後半となる(図表16)。中長期の経済成長率がこれまでよりも1%ポイント鈍化する場合、高所得国入りするのは2050年代後半となる。

一方、タイが既に中所得国の罍に陥っているか否かの判断は、どのように中所得国

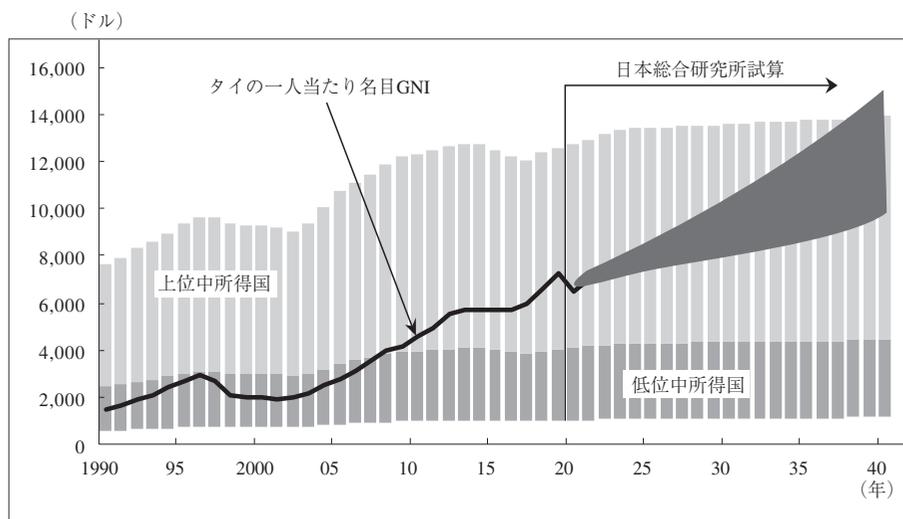
の罍を定義するかに依存する。上位中所得国が高所得国に移行するのに平均14年を要しているとの結果を示したFelipe et al. [2012] を基に、上位中所得国に14年以上とどまっている状況を中所得国の罍に陥っていると定義する場合、2008年に上位中所得国の所得水準に達し、2011年に上位中所得国に移行したタイは2021～2024年に中所得国の罍に陥ったと判断されることになる。ただし、末廣 [2018] は、アジア通貨危機前の1996年にタイの所得水準は瞬間的に上位中所得国の水準に達していたと指摘している。そこを基準時点とすれば2009年に中所得国の罍に陥ったことになる。

一方、Eichengreen et al. [2011] を基に、基準年の直前7年間の経済成長率が+3.5%を上回っていた中所得国について、基準年後7年間の成長率が2%ポイント以上鈍化した場合に中所得国の罍に陥ったと判断するケースもある。この場合、中所得国の罍の判定はいつを基準年とするかに左

右されるが、例えば2007～2008年を基準年とする場合、タイは2010年代半ばに中所得

得国の罫に陥ったと判断されることになる。

図表16 タイの一人当たりGNI



(注1) 2020年以降の所得階層区分の閾値は2000～2019年の平均上昇率を基に試算。タイの一人当たりGNIは、2020年値は市場価格ベースのドル建てGNIの前年比を基に計算。2021年値は前年比7～8%、2022年以降は年率2～4%で増加すると想定して計算。
 (注2) 短期の為替変動により所得分類が入れ替わることを回避するため、世界銀行は各国のGNIをドル建てに換算する際に「アトラス方式」により計算された為替レートを利用している。
 (資料) World Bank National Economic and Social Development Councilを基に日本総合研究所作成

参考文献

(日本語)

1. エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 [2019] 「平成30年度アジア産業基盤強化等事業 (タイにおける日系スタートアップのビジネス展開促進のための調査等事業) 調査報告書」
https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H30FY/000165.pdf
2. 江川暁夫 [2019] 「タイの「福祉カード事業」の貧困削減・所得格差是正効果の程度について」日本地域学会第56回(2019年)年次大会 発表論文
http://jsrsai.jp/Annual_Meeting/PROG_56/ResumeC/C07-4.pdf
3. 熊谷章太郎 [2019a] 「急速な高齢化への対応を進めるタイ」日本総合研究所 環太平洋ビジネス情報 RIM 2019 Vol.19 No.72
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/10950.pdf>
4. — [2019b] 「軍政の総括と民政復帰後のタイ経済の行方」日本総合研究所 環太平洋ビジネス情報 RIM 2019 Vol.19 No.73
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/11102.pdf>
5. — [2020a] 「コロナ・ショック後のタイ経済」日本総合研究所 リサーチ・レポートNo.202-008
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchreport/pdf/11881.pdf>
6. — [2020b] 「タイの家計債務の現状とタイ中銀の対応」盤谷日本人商工会議所 2020年4月号「所報」No.696
7. — [2020c] 「中国企業のタイ進出と在タイ日系企業への影響」日本総合研究所 環太平洋ビジネス情報 RIM 2020 Vol.20 No.76
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/11563.pdf>

8. 国際協力機構 [2018] 「タイ王国 タイ国産業人材育成ニーズに関する情報収集・確認調査報告書」
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12331583.pdf>
9. 末廣昭 [2018] 「「中所得国の罣」の克服：「タイランド4.0」とタイ大企業の対応能力」法政大学経済学部学会 経済志林85(4), 2018-03, pp.67-129
https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=14923&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1
10. 玉田芳史 [2020a] 「学生の反政府運動：なぜ、いつ、どこで、誰が、何を？」日本タイ協会 タイ国情報 2020年9月第54巻 第5号
<http://nihon-thaikyokai.go-web.jp/tabid/240/language/ja-JP/Default.aspx>
11. ——— [2020b] 「若者の政治改革要求と君主制」日本タイ協会 タイ国情報 2020年11月 第54巻 第6号
<http://nihon-thaikyokai.go-web.jp/tabid/242/language/ja-JP/Default.aspx>
12. 日・タイ経済協力協会 [2019] 「平成30年度アジア産業基盤強化等事業（タイ製造業の高度化に向けた人材育成に関する調査）報告書」
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000262.pdf
13. 三菱総合研究所 [2017] 「平成28年度外務省ODA評価（タイの産業人材育成分野への支援の評価）報告書」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249590.pdf>
- (英語)
14. Barry Eichengreen, Donghyun Park, and Kwanho Shin [2011] 「When Fast Growing Economies Slow Down: International Evidence and Implications for the People's Republic of China」Asian Development Bank, ADB Economics Working Paper Series No.262
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/28913/economics-wp262.pdf>
15. Credit Suisse [2018] 「Global Wealth Report 2018」
<https://www.credit-suisse.com/media/assets/corporate/docs/publications/research-institute/global-wealth-report-2018-en.pdf>
16. IMF [2017] 「Thailand: 2017 Article IV Consultation-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for Thailand」
<https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/CR/2017/cr17136.ashx>
17. Jesus Felipe [2012] 「Tracking the Middle-Income Trap: What is It, Who is in It, and Why?」Asian Development Bank, ADB Economics Working Paper Series No.306
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/29804/economics-wp-306.pdf>
18. OECD [2020] 「OECD Economic Surveys: Thailand 2020 : Economic Assessment」
<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/ad2e50fa-en/index.html?itemId=/content/publication/ad2e50fa-en>
19. Sommarat Chantararat, Atchana Lamsam, Krislert Samphantharak and Bhumjai Tangsawasdirat [2017] 「Thailand's Household Debt through the Lens of Credit Bureau Data: Debt and Delinquency」Puey Ungphakorn Institute for Economic Research, Discussion Paper No.61
https://www.pier.or.th/wp-content/uploads/2017/08/pier_dp_061.pdf
20. World Bank [2021] 「Thailand Economic Monitor Restoring Incomes Recovering Jobs January 2021」
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/35020/Thailand-Economic-Monitor-Restoring-Incomes-Recovering-Jobs.pdf?sequence=1&isAllowed=y>
- (タイ語)
21. กฤษกร เลิศ สัมพันธ์รักษ์ (Krislert Samphantharak) [2019] 「มองโครงสร้างภาคธุรกิจไทยผ่านข้อมูลผู้ถือหุ้น (*筆者訳「株主情報からみるタイのビジネス構造」)」Puey Ungphakorn Institute for Economic Research, Issue 20/2019
https://www.pier.or.th/wp-content/uploads/2019/10/aBRIDGEd_2019_020.pdf

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。